

学校の臨時休業について

1 経緯

（１）内閣総理大臣による全国一斉臨時休業の要請を受けた臨時休業

○ 2月27日

- ・ 内閣総理大臣による学校の全国一斉臨時休業の要請

○ 2月28日

- ・ 文部科学省から学校の全国一斉臨時休業を要請する通知（春季休業まで）
- ・ 本県では、県立学校の全県一斉臨時休業を決定、市町村立学校にも同様の対応を要請

臨時休業期間：3月2日～春季休業前の3月24日

（春季休業期間：3月25日～4月7日）

- ・ 2月定例会文教厚生委員会で臨時休業の実施を報告

（２）文部科学省のガイドラインに基づく学校再開の決定

○ 4月1日

- ・ 文部科学省が「臨時休業の実施に関するガイドライン」を改訂

○ 4月3日

- ・ 本県では、文部科学省の改訂ガイドライン等を踏まえ、春季休業明け（4月8日）からの県立学校の再開を決定、市町村立学校にも同様の対応を要請

（３）緊急事態宣言の発令等を受けた臨時休業

○ 4月7日

- ・ 内閣総理大臣が7都府県に緊急事態宣言を発令（5月6日まで）

○ 4月8日

- ・ 本県では、県立学校の一斉臨時休業を決定、市町村立学校にも同様の対応を要請

臨時休業準備期間：4月8日～10日

臨時休業期間：4月11日～5月6日

- ※臨時休業に伴い、学校行事の中止・延期、部活動の中止、寄宿舍の閉寮を決定

2 感染防止・臨時休業に伴う諸課題への対応状況

（１）児童生徒・保護者との連絡体制、広報

- ・ 学校ホームページにおける情報発信、メール、電話連絡等による連絡体制の整備
- ・ SNSを活用した広報

（２）感染の防止、啓発

- ・ 3密を回避するための児童生徒・教職員への指導の徹底
- ・ 家庭における健康観察表を用いた健康観察
- ・ 学校における衛生用品の確保
- ・ 布マスクの作成方法を説明した動画や型紙の作成

(3) 学習支援

- ・ 学習計画表、学習記録表を活用した計画的な学習の促進
- ・ 本県独自教材や文部科学省「子供の学び応援サイト」の活用促進
- ・ 小・中・高校生に対する家庭学習応援動画の作成

(4) 生活指導

- ・ 不要不急の外出自粛の指導
- ・ 関係機関・関係者と連携した校外巡視
- ・ 運動不足やストレス解消、ゲーム等の長時間使用防止、防犯の指導
- ・ 児童向けの家庭でできる体力向上のための運動方法を紹介した動画の作成

(5) 児童生徒に対する個別指導、相談体制

- ・ 児童生徒に対する定期的な電話連絡や家庭訪問等による状況把握
- ・ 児童生徒が学校に相談しやすい体制の整備
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による相談体制の維持

(6) 児童生徒の居場所の確保

- ・ 放課後児童クラブや放課後デイサービスとの連携、人的支援、学校施設の活用の弾力的運用
- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒の居場所確保が困難な場合の登校

(7) いじめ・偏見・差別等の防止、虐待対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめ・偏見・差別を防止するための適切な情報提供、指導
- ・ 学校における虐待の早期発見・早期対応への指導、児童生徒・保護者への虐待相談窓口の周知

(8) 授業料等の就学支援

- ・ 県立学校生徒の学費を負担している者の状況の変化に配慮

(9) その他

- ・ 感染の可能性がある場合の相談窓口の周知、児童生徒・教職員等に感染者が発生した場合の連絡体制の整備

3 補正予算の構成

○ 本県における予算編成コンセプト

「新型コロナウイルス感染症対策・緊急支援フェーズ」予算

⇒ 教育委員会関係では、補正予算の5本の柱の1つ「学びを守る」において次の4つの観点で構成

【教育委員会関係の補正予算総額 242,504千円】

<感染防止>

- ・ 学校における感染症対策事業

<学習支援>

- ・ 学校・家庭「学びの力」向上支援事業
- ・ E d T e c hを活用した学びの場構築事業
- ・ 障がいのある児童生徒のための入出力装置整備事業

<心のケア>

- ・ SNS活用「生徒の心の相談」実証事業

<給食供給体制維持>

- ・ 「学校給食食材」供給体制支援事業